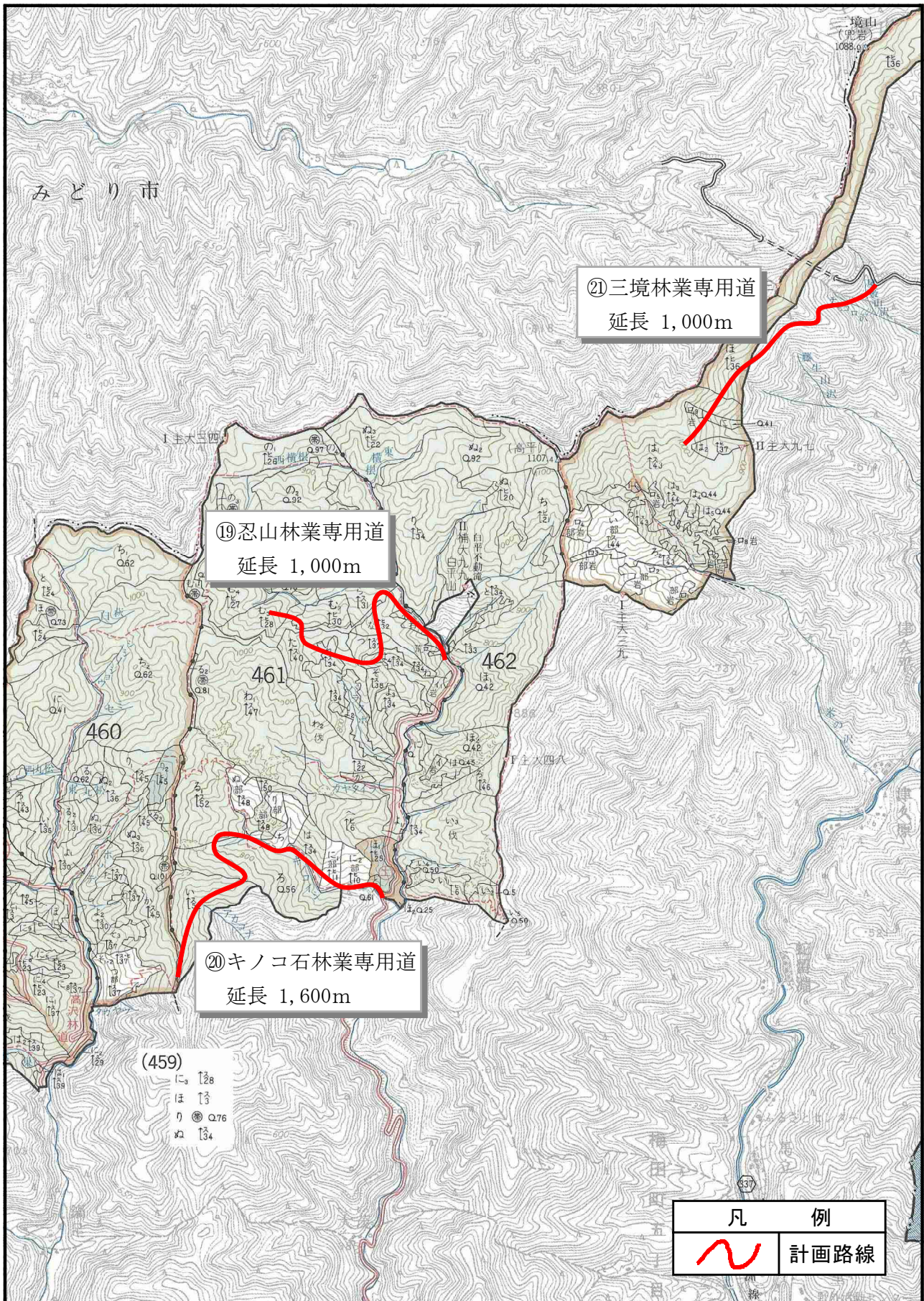
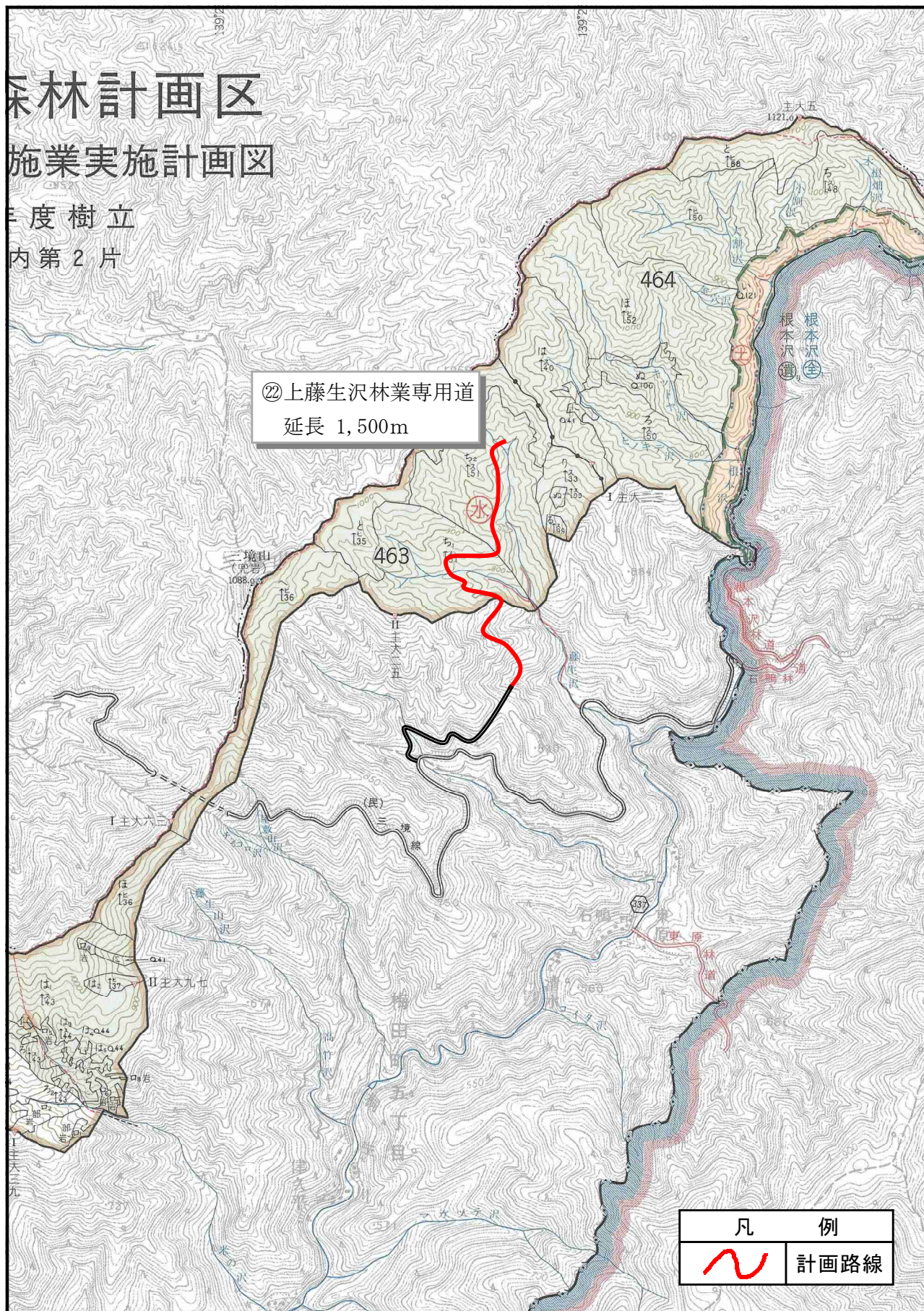


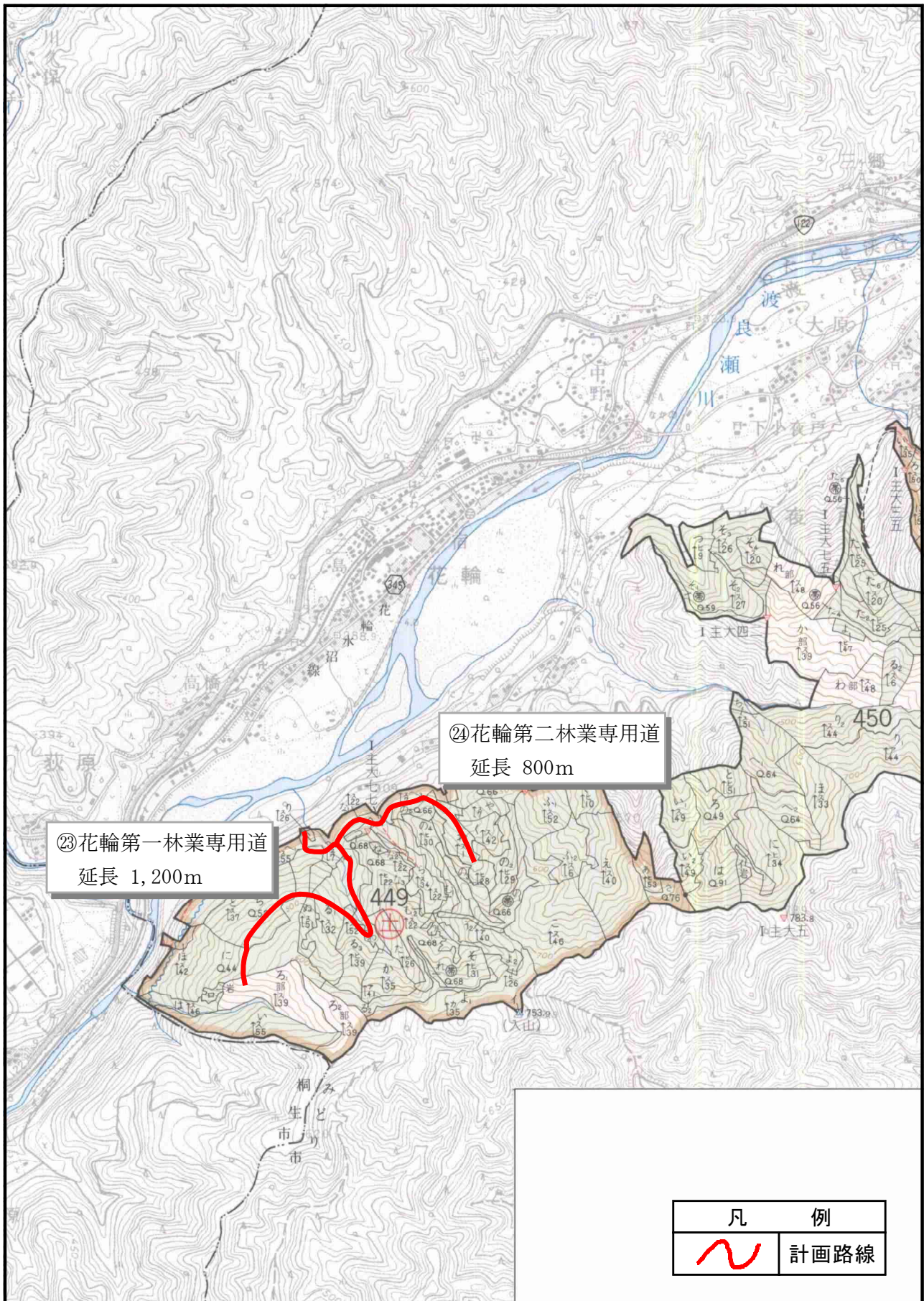
# 林道等計画箇所位置図



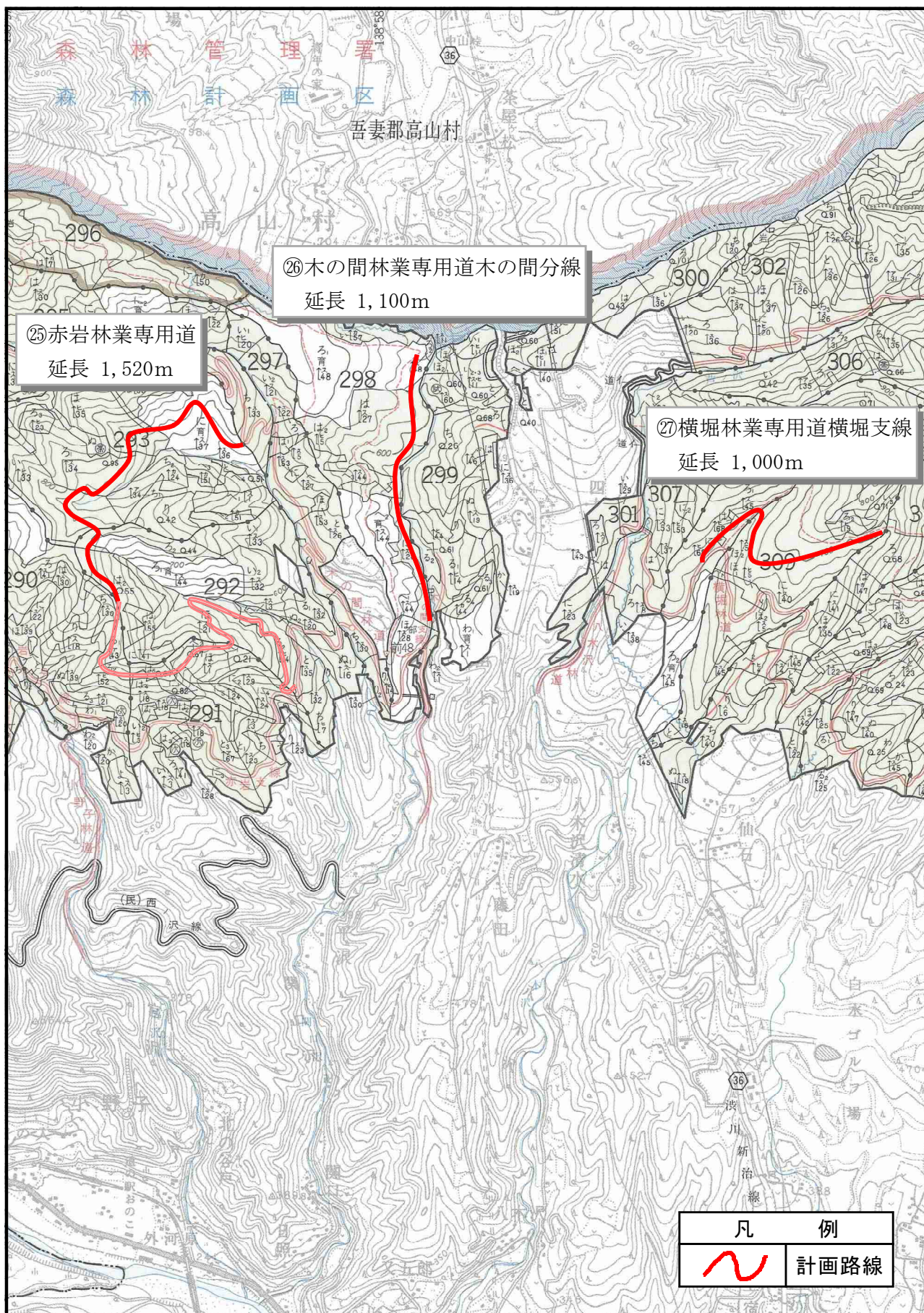
# 林道等計画箇所位置図



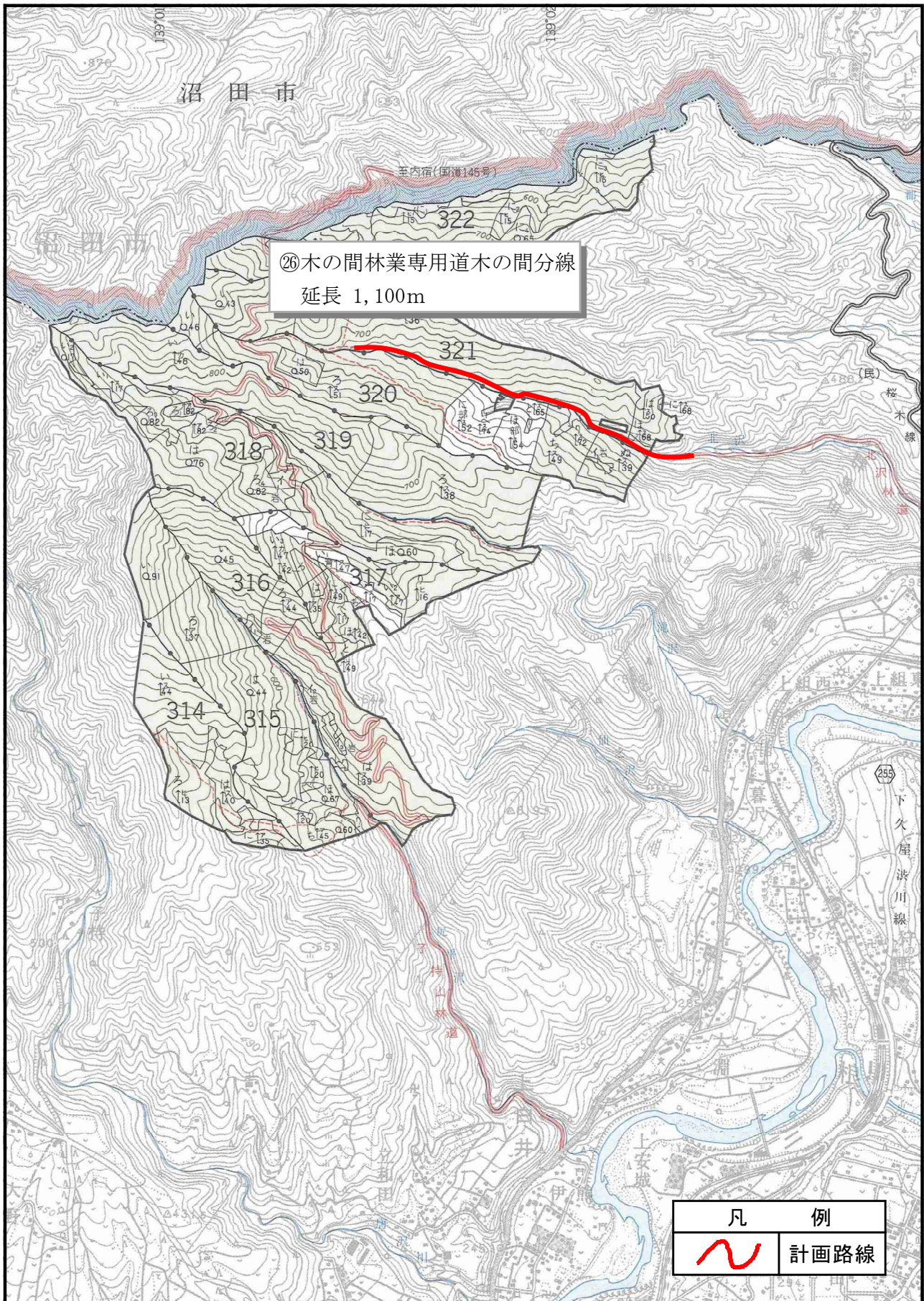
# 林道等計画箇所位置図



# 林道等計画箇所位置図



# 林道等計画箇所位置図



5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	9,879	6,800	
水源かん養のための保安林	6,559	3,484	
災害防備のための保安林	3,214	3,210	
保健・風致の保存等のための保安林	434	434	

(注) 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上した。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種類	森林の所在		面積		指定又は 解除を 必要とす る理由
		市町村	区域（林班）		前半5カ年 の計画面積	
指定	総数			3,078.64	—	
	水かん	計		3,074.72	—	水源の かん養
		前橋市	340	3.42	—	
		桐生市	343、401～407、412、 414、416～419、421、 423～426、428、434、 455～457、459、461、 462	1,627.16	—	
		渋川市	287～295、297～324	1,218.02	—	
		みどり市	448、450、452	226.12	—	
		土砂流出	計		3.92	
	桐生市	404	3.92	—		

本表の種類欄に記載した略称の内容

略称	正式名称
水かん	水源かん養保安林
土砂流出	土砂流出防備保安林

- ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積  
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域 (林班)		前 半 5 年 的 計 画		
前 橋 市	329、335、339、340、 341、342、344	7	7	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
桐 生 市	343、401、402、403、 404、405、406、407、 408、409、410、412、 413、415、416、417、 418、419、420、421、 424、425、426、427、 428、429、430、431、 434、435、436、438、 440、441、442、443、 445、455、456、457、 458、459、460、461、 462、463	46	39	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
渋 川 市	287、293、294、295、 300、303、305、306、 310、312、315、317、 318、320、322、327、 328、331、332、333、 334、336、344	23	20	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
みどり市	446、447、448、449、 450、451、452、	7	7	本数調整伐	
合 計		83	73		



第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のおとり定める。

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法	備考 (重複制限林)
	市町村	区域(林班)			
水かん	総数		3,484.37	別表2、3 のおとり	
	前橋市	334、336～337 344～345	321.92		
	桐生市	408～411、419 421～422、429～445 458～460、463～464	2,769.21		
	渋川市	296、334、344～345	208.82		
	みどり市	446～447	184.42		
土砂流出	総数		3,127.42	別表2、3 のおとり	県自環特 10.99 砂防指定 0.02 史名天 0.04  保健林 132.23 砂防指定 0.52 県自環特 21.28  風致林 102.08 砂防指定 3.62 県自環特 49.00
	前橋市	330、332、336 338～342	536.14		
	桐生市	402～403、406 410～420、422～429 437～438、461、464	1,418.69		
	渋川市	286、325～333	975.51		
	みどり市	449、451	197.08		
土砂崩壊	総数		61.68	別表2、3 のおとり	
	桐生市	343、401	59.64		
	渋川市	322	1.05		
	みどり市	452	0.99		
干害防備	総数		15.57	別表2、3 のおとり	
	みどり市	448	15.57		
落石防止	総数		5.56	別表2、3 のおとり	
	渋川市	322	5.56		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区域 (林班)			
保健林	総 数		237.48	別表 2、3 のとおり	風致林 94.45 鳥獣特保 94.45 土砂流出 132.23
	前橋市	335	94.45		
	桐生市	412～414	143.03		
風致林	総 数		196.87	別表 2、3 のとおり	保健林 94.45 鳥獣特保 94.45 土砂流出 102.08 砂防指定 0.25
	前橋市	335	94.45		
	渋川市	286	102.42		
砂防指定	総 数		4.43	別表 4 のとおり	土砂流出 0.02 土砂流出 0.52 土砂流出 3.62 風致林 0.25
	前橋市	339～340	0.02		
	桐生市	402、429	0.52		
	渋川市	286、326	3.89		
県自環特	総 数		81.27	別表 4 のとおり	土砂流出 10.99 土砂流出 21.28 土砂流出 49.00
	前橋市	330	10.99		
	桐生市	464	21.28		
	渋川市	330	49.00		
鳥獣特保	総 数		97.15	別表 4 のとおり	保健林 94.45 風致林 94.45
	前橋市	335	97.15		
史名天	総 数		0.04	別表 4 のとおり	土砂流出 0.04
	前橋市	341	0.04		

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 かん	水 源 かん 養 保 安 林	風 致 林	風 致 保 安 林
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	砂防指定	砂 防 指 定 地
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	県自環特	県自然環境保全地域特別地区
干害防備	干 害 防 備 保 安 林	鳥獣特保	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区
落石防止	落 石 防 止 保 安 林	史名天	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物
保 健 林	保 健 保 安 林		

- 2 その他必要な事項  
特になし

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		10,548.98	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
前橋市	計	983.35	
	330ち2 332る2～そ 334ふ 335～343全 344ろ1～ろ9、に1～わ 345ろ1～イ		
桐生市	計	6,255.21	
	401～445全、455～464全		
渋川市	計	2,598.61	
	286～329全 330い～ち1、り～る2 331全、 332い1～る1、イ1、イ2 333全 334い～け、こ～ロ2、 344い1～い3、は1、は2 345い1～い4		
みどり市	計	711.81	
	446～452全		

1 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 ( 林 小 班 )	面 積	施業方法
総 数		3,172.57	
前橋市	計	666.90	
	330ち2 332る2～そ 336い1～へ 337い～は 338い～イ4 339い1～に、へ～れ、11～15、 340い～ホ6 341い～え、あ～ニ2 342い1～イ3		
桐生市	計	1,541.22	
	343い～イ2 401イ2、イ11、イ12 402い～ぬ、る3～わ6、む1～ハ3、へ、り～つ 404い2 406ほ～た、ロ、ハ 407イ 410ろ1～ち 411ち～イ 412り～ね 413い～ロ3 414い、ろ、ね～ま 415い～は 416ほ1、へ 417ろ1、ほ～り 418と、ち 419ち1～ぬ、わ1～そ 420い1～と 421と1、ロ1 422い～は、に2、に3 423と～る2、ロ 424ら 425へ、そ、ね～う、ハ、ニ 426ろ1～ぬ 427い～つ 428い、ろ 429い、イ1		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
桐生市	434ち6 435に1、へ1 437い、ろ、に1、に2 438い 458ろ1、は4 460り2 461ほ1、ほ2、と 464い		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
渋川市	計	963.46	
	286い～イ1 322ほ～イ9 325い、に～ち、か～ロ 326い1～は、に2～イ2 327い～ロ3 328い～ロ2 329い～イ5 330い～ち1、り～る2 331ろ1～イ3 332い1～る1、イ1、イ2 333い1～ロ5		
みどり市	計	0.99	
	452う3		

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
該当なし

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在（林小班）	面積	施業方法
総数		756.34	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのと おり
前橋市	計	270.30	
	330ち2 335い～ロ 336い1～へ 337い～は 338い～イ4		
桐生市	計	288.98	
	412～1～～3、る1～そ、イ1、イ2 413い、ろ、は2～ほ2、と1～と3、ち2～ロ3 414ほ～ち2、よ～つ 423わ、か 424た、れ、ね～な2 425る、ね～く2 464い		
渋川市	計	197.06	
	286い～ロ 323は、に、か、よ 324い 330ち1		

別表2 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 水源のかん養をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。</p> <p>ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、若しくは公衆の保健をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。</p> <p>ハ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。</p>
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所あたりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p>



事 項	基 準
3 植 栽	<p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタールあたり伐採跡地につき的確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 保安林の種類別の伐採方法

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐</p>
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
落石防止保安林	<p>1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐</p> <p>2 その他の森林にあつては、禁伐</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐</p>

保安林の種類	伐採の方法
風致保安林	1 風致の保存のため特に必要と認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐

別表4 砂防指定地等の森林の施業

以下の箇所については、それぞれの法令等で定めるところにより管理経営を行う。

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「群馬県砂防指定地管理条例」（平成15年3月17日群馬県条例第33号）及び同施行規則（平成15年3月24日群馬県規則第9号）
鳥 獣 保 護 区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号林野庁長官通達）
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「群馬県文化財保護条例」（昭和51年10月25日条例第39号）及び同施行規則（昭和51年10月30日群馬県教育委員会規則第12号）
県自然環境保全 地域特別地区	「群馬県自然環境保全条例」（昭和48年7月10日群馬県条例第24号）及び同施行規則（昭和48年10月9日群馬県規則第50号）